

○財務省告示第三百六十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、
 平成二十二年十月六日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。
 平成二十二年十一月九日

財務大臣 野田 佳彦

| 一 名称及び記 号 | 二 発行の根拠 の法律及びそ の条項 | 三 振替法の適 用等 | 四 発行方法 | 五 募入決定の 方法 | 六 発行額 |
|--|---|---|--|------------------------------|----------|
| 利付国庫債券（二十年）（第八十 六回、第九十三回、第九十四回、 第一百十六回及び第一百七回）及 び利付国庫債券（三十年）（第十 二回、第十四回、第十七回、第 十八回、第二十三回、第二十八 回、第三十回及び第三十一回） 特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）第四十六 条第一項 | 社債、株式等の振替に関する法 律（平成十三年法律第七十五号。 以下「振替法」という。）の規定 の適用を受けるものとし、その 振替機関は日本銀行とする。 | 利回り格差（第十七号に規定す る利回りに応募した者が加算す る数値をいう。次号において同 じ。）を競争に付して行われる入 札による発行 | 各申込みのうち利回り格差の小 さいものからその応募額を順次 割り当てる。 | 額面金額で二千九百九十八億円 内訳（別表のとおり） | |

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十二年十月六日

(別表)

| 名称及び記号 | 利率(年) | 償還期限 | 発行額 |
|---------------|-------|--------------|--------|
| 利付国庫債券(第二十八回) | 二・三% | 平成三十三年三月二十八日 | 六十一億円 |
| 利付国庫債券(第二十九回) | 二・〇% | 平成三十三年三月二十九日 | 四十五億円 |
| 利付国庫債券(第三十回) | 二・一% | 平成三十三年三月二十九日 | 二十九億円 |
| 利付国庫債券(第三十一回) | 二・二% | 平成三十三年三月二十二日 | 二千九十億円 |
| 利付国庫債券(第三十二回) | 二・一% | 平成三十三年三月二十二日 | 三十億円 |
| 利付国庫債券(第三十三回) | 二・一% | 平成三十三年三月二十五日 | 五十億円 |
| 利付国庫債券(第三十四回) | 二・四% | 平成三十三年三月二十六日 | 三百億円 |
| 利付国庫債券(第三十五回) | 二・四% | 平成三十三年三月二十六日 | 十億円 |
| 利付国庫債券(第三十六回) | 二・三% | 平成三十三年三月二十七日 | 二十五億円 |
| 利付国庫債券(第三十七回) | 二・五% | 平成三十三年三月二十八日 | 百二十億円 |
| 利付国庫債券(第三十八回) | 二・五% | 平成三十三年三月二十八日 | 百億円 |

| | |
|-------------|-------------|
| （利付第三十年庫債回） | （利付第三十年庫債回） |
| 二・二% | 二・三% |
| 平成九年五月二十一 | 平成九年五月二十一 |
| 十億円 | 二百二十八億 |